栃木県道路台帳整備要綱

（改訂版）

平成３０年４月

県土整備部道路保全課

目　　次

第１編　総　則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １

第２編　基準点測量 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３

第３編　道路台帳附図作成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５

第１章　総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５
第２章　道路現況平面図作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５
第３章　道路台帳測定基図作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８
第１節　総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８
第２節　各則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ９
第３節　成果等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １１
第４章　公図等転写連続図作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １２
第５章　境界測量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １４
第１節　境界確認 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １４
第２節　境界線測量 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １５
第３節　成果等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １６
第６章　道路敷地図作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １６
第７章　道路求積図作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １７
第８章　電子トレース（既成図数値化） ・・・・・・・・・・・・・・・・ １９

第４編　距離標の設置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２０

第５編　道路施設現況台帳作成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２２

第６編　道路台帳調書作成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２３

第７編　道路台帳更新 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２４

別表・・ ２５

様式一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２６

別記様式第１号～別記様式第 21 号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２７

第１編　総　則

（趣旨）

第１条　この要綱は、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第２８条の道路台帳の作成、更新、管理その他の整備（以下「整備」という。）に関し、別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（作業）

第２条　道路台帳の作成の作業は、次のとおりとする。

（１）基準点測量

（２）道路台帳附図作成

　ア　道路現況平面図作成

　イ　道路台帳測定基図作成

　ウ　公図等転写連続図作成

　エ　境界確認

　オ　道路敷地図作成

　カ　道路求積図作成

（３）距離標設置

（４）道路施設現況台帳作成

（５）道路台帳調書作成

（作業計画）

第３条　道路台帳を作成し、又は更新しようとする者（以下「道路台帳作業者」という。）は、目的、地域、作業量、期間、精度、方法その他の作業について計画を策定するものとする。

２　道路台帳作業者は、前項の規定による作業計画を策定する場合において、既存の測量成果を使用しようとするときは、点検測量を実施し、所定の精度を確認し、その旨を道路管理者に報告するものとする。

３　道路台帳作業者は、前項の規定による所定の精度を満たしていないと認めるときは、同項の測量成果の使用を中止し、その旨を道路管理者に報告するものとする。

（座標参照系）

第４条　道路台帳の整備に使用する座標参照系は、次のとおりとする。

（１）準拠する測地系

　　世界測地系測地成果２０１１

（２）水平位置の座標系

　　平面直交座標系　平面直角座標第Ⅸ系

（３）データの単位

　　メートル単位の実数値

２　道路台帳作業者は、前項の座標参照系によらない測量成果を利用しようとするときは、同項の座標参照系に変換して利用するものとする。

（デジタル化）

第５条　道路台帳の附図は、デジタル成果によるものとする。ただし、デジタル成果により作成されていない部分については、第３編第８章の規定による電子トレースによるものとする。

２　前項のデジタル成果の単位は、図郭単位とする。

３　道路台帳附図の CAD データの基準は、栃木県の定める CAD 製図基準とする。

（道路台帳の提出）

第６条　土木事務所長は、道路台帳を作成し、又は更新したときは、道路台帳を道路台帳報告書（別記様式第１号）とともに、速やかに道路保全課長に提出するものとする。

２　道路台帳報告書の保管期間は、３年とする。

（電子納品）

第７条　道路台帳の整備により得られた道路台帳の電子成果の納品は、栃木県が定めた電子成果納品基準によるものとする。

第２編　基準点測量

（要旨）

第８条　基準点測量とは、既知点に基づき基準点を設置する作業をいう。

（作業規程等）

第９条　現地測量、境界線測量その他の測量及びその作業は、栃木県の定める公共測量作業規程及び業務委託共通仕様書によるものとする。

（工程別作業区分及び順序）

第１０条　工程別作業区分及び順序は、次のとおりとする。ただし、測量の規模又は作業方法により適当でないときは、この限りでない。

（１）作業計画
（２）選点
（３）測量標の設置
（４）観測
（５）計算
（６）精度管理表作成

（永久基準点の設置）

第１１条　県が所有権又は管理権を有する土地以外の土地に永久標識を設置しようとする者は、当該土地の所有者又は管理者から建標承諾書（別記様式第２号）その他これに代わる書類により承諾を得なければならない。

２　前項の永久標識は、永久基準点構造図（別記様式第３号）のとおりとする。

（成果等）

第１２条　成果等は、次のとおりとする。ただし、作業方法により適当でないときは、この限りでない。

（１）観測手簿　１式
（２）観測記簿　１式
（３）計算簿　１式
（４）平均図　１式
（５）基準点成果表（別記様式第４号）　１式
（６）点の記（別記様式第５号）　１式
（７）建標承諾書　１式
（８）基準点網図　１式
（９）測量標の地上写真　１式
（１０）成果数値データ　１式

（１１）点検測量簿　１式
（１２）基準点精度管理表（別記様式第６号）　１式
（１３）その他必要な資料　１式

２　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める書類を省略することができる。
（１）網平均計算を行わない場合　前項第２号及び第４号の書類
（２）永久標識以外の基準点を設置する場合　前項第６号及び第７号の書類

第３編　道路台帳附図作成

第１章　総則

（要旨）

第１３条　道路台帳附図（以下「附図」という。）作成とは、道路法施行規則（昭和２７年建設省令第２５号）第４条の２第４項の規定による図面を作成する作業をいう。

（附図の種類）

第１４条　附図は、次の図面により構成する。

（１）道路現況平面図

（２）道路台帳測定基図

（３）公図等転写連続図

（４）道路敷地図

（５）道路求積図

（附図の精度）

第１５条　附図の精度は、地図情報レベル 500 とする。

（附図作成の範囲）

第１６条　附図作成の範囲は、道路の区域又は境界線からその隣接する土地についてそれぞれ 20 メートル幅とする。ただし、地形、地物等により適当でないときは、この限りでない。

２　附図を連続して作成する場合におけるそれぞれの附図の道路の延長は、300 メートルごととする。ただし、図面構成上、300 メートルに満たない延長が生ずるときは、任意の１つの図面に限り、この項本文の規定を適用しない。

（図面の付番）

第１７条　図面の付番は、路線の起点の図面を１番とし、終点まで一連番号を付して行うものとする。この場合において、必要があるときは、枝番又は欠番を用いることができる。

（図式）

第１８条　図式は、栃木県の定める公共測量作業規程の図式及び道路台帳の図式によるものとする。

第２章　道路現況平面図作成

（要旨）

第１９条　道路現況平面図作成とは、現地測量その他の方法により地形及び道路その他の地物を測定し、平面図を作成する作業をいう。

（準拠する基準点）

第２０条　現地測量は、４級基準点又はこれと同等以上の精度を有する基準点に基づき行うものとする。

（測量方法）

第２１条　現地測量は、現地においてトータルステーション（以下「TS」という。）又はGNSS測量機(RTK法又はネットワーク型RTK法による測量に限る。)その他の測量機器等を用い、地形及び道路その他の地物を測量する方法を用いて行うものとする。ただし、当該測量の方法以外の方法を用いようとするときは、道路管理者の同意を得なければならない。

（工程別作業区分及び順序）

第２２条　工程別作業区分及び順序は、次のとおりとする。

（１）作業計画

（２）細部測量

（３）数値編集

（４）道路現況平面図データファイルの作成

（道路現況平面図の取得項目）

第２３条　道路現況台帳の取得項目は、次のとおりとする。

（１）道路

車道、歩道、自転車道、自転車歩行者道、中央帯、路肩及び植樹帯

（２）道路の施設及び工作物

側溝その他の排水施設（以下「側溝」という。）、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーターその他の道路の施設及び工作物

（３）道路の附属物

ア　防護柵その他のさく及び駒止

イ　並木及び街灯

ウ　道路標識、道路元標及び里程標

エ　道路情報管理施設

オ　道路の維持修繕に係る機械、器具及び材料の常置場

カ　自動車駐車場及び自転車駐車場

キ　共同溝及び電線共同溝

ク　道路の防雪及び防砂のための施設、ベンチ及びその上屋、カーブミラー、地点標並びに料金徴収施設

ケ　停車帯及び待避所

コ　その他道路の附属物

（４）道路の占用物

電柱、送電線、地上機器、郵便ポスト、電話ボックス、マンホール、消火栓、鉄道、軌道、標識、信号灯、バス停、カーブミラーその他道路現況平面図に記載することが適

当な道路の占用物

（５）道路の兼用工作物

堤防、護岸、ダム、鉄道の橋、軌道の橋、踏切道、駅前広場その他公共の用に供する工作物及び施設

（６）地物

ア　水部及びこれに係る構造物

イ　建物及びこれに附属する構造物

ウ　電柱（第４号の電柱を除く。）及びマンホール（第４号のマンホールを除く。）並びに小物体（形状が小さく、定められた記号によらなければ道路現況平面図上に表示できないものをいう。）

エ　法面（切土又は盛土により人工的に作られた斜面の部分をいう。以下同じ。）

オ　構囲（植物及び敷地等の周囲を区画する囲壁をいう。）

カ　諸地（空き地、駐車場、花壇、園庭、墓地又は材料置場その他の集落に属する区域のうち建物に供する土地以外の土地をいう。）

キ　その他道路現況平面図に記載することが適当な地物

（７）地形等

ア　等高線

イ　変形地（自然によって作られた地表の起伏の状態をいう。）

ウ　基準点

（８）境界線、名称、記号その他必要な事項

ア　県、郡、市、町、村、大字、丁目の境界線及びこれらの名称

イ　土木事務所の管理の境界線

ウ　トンネル、橋及び渡船施設並びにこれらの名称

エ　道路と交差、接続及び重複をする道路の種類並びに路線の名称

オ　道路と交差をする鉄道及び軌道の名称

カ　河川、建物その他の主な地物の名称（個人が有する建物の名称を除く。）

キ　地図記号

ク　道路現況平面図の縮尺及び方位、図面番号並びに作成及び更新の年月日

ケ　側溝の流水方向

２　道路がトンネル又は高架橋と交差する場合における前項の取得項目は、当該道路の区域の部分を取得項目とする。この場合において、当該道路と交差するトンネル又は高架橋の部分については、破線により表示するものとする。

（出力図の作成）

第２４条　出力図は、道路現況平面図データファイルに基づき、自動製図機により出力したものとする。

２　出力図の仕様は、次のとおりとする。

（１）　材質

ア　ポリエステルフィルム等（厚さ 75 ミクロンで、伸縮が少ないものに限る。）

イ　紙媒体

（２） 出力色　黒色

（３） 縮尺　500 分の１

（成果等）

第２５条　成果等は、次の各号のとおりとする。

（１） 道路現況平面図データファイル　１式

（２） 道路現況平面図マイラー図　１部

（３） 道路現況平面図出力図　１部

（４） 現地測量精度管理表（別記様式第７号）　１式

（５） その他必要な資料　１式

２　道路現況平面図データのファイル形式は、SXF（SFC）形式とする。

第３章　道路台帳測定基図作成

第１節　総則

（要旨）

第２６条　道路台帳測定基図作成とは、現地調査及び資料調査を行うことにより、道路法施行規則第４条の２の規定に基づく調書（以下「道路台帳調書」という。）に係る事項を道路現況平面図に記載する作業をいう。

２　道路台帳調書の作成は、区間（区間線（道路中心線に直交する線で、道路の縁を端点とする線をいう。以下同じ。）と隣接する区間線との間で道路区域に囲まれた範囲をいう。）を単位とする。

（取得項目）

第２７条　道路台帳測定基図の取得項目は、次のとおりとする。

（１）道路（車道、歩道、自転車道、自転車歩行者道、中央帯及び路肩の部分をいい、自転車専用通行帯を除く。以下同じ。）の幅員

（２）曲線半径（150 メートル未満の部分に限る。以下同じ。）並びに曲線半径に係る BC、EC､KA 及び KE の地点

（３）縦断勾配

（４）側溝（外径の幅員が 1.5 メートル以下のものに限る。以下同じ。）の種別及び幅員

（５）自動車通行不能区間

（６）トンネル、橋梁等の重要構造物の道路中心線上の延長及び幅員

（７）標準横断面及び横断線

（８）さくその他の防護柵の種別

（９）道路標識の種別

（１０）区間線

（１１）区間番号

（１２）区間延長（路線の起点の区間線の中心から終点の区間線の中心までの距離をいう。）
（１３）図郭の左右それぞれの起点及び終点並びにこれらの地番
（１４）標題及び経歴欄
（１５）路線の起点及び終点

第２節　各則

（道路等の幅員）

第２８条　道路及び道路の施設の幅員の測定は、区間線における道路部（道路敷のうち法面を除く部分をいう。）、車道、歩道、自転車道、自転車歩行者道、中央帯及び路肩並びに側溝を測量して行うものとする。ただし、測量することが危険、困難その他の事情により適当でないときは、図上で計測することができる。

２　道路の幅員は、メートルを単位として定めるものとする。この場合において、当該幅員は、0.05 メートルごとの表記とし、小数点第２位の端数の処理は、100 分の１から 100 分の４までの部分は２捨３入とし、100 分の５から 100 分の９までの部分は７捨８入とする。

３　車道の幅員は、車道外側線の内側から車道外側線の内側までとする。

４　路肩の幅員は、車道外側線の幅を含むものとする。この場合において、車道外側線がない場合は、片側 0.50 メートルずつ計 1.00 メートル（橋及びトンネルにあっては、片側 0.25 メートルずつ計 0.50 メートル）とする。

５　中央帯の幅員は、車道外側線の幅を含むものとする。この場合において、車道外側線がない場合は、片側 0.25 メートルずつ計 0.50 メートルを分離帯の幅員に加えた幅員とする。

６　側溝の幅員は、側溝の外側の幅とする。この場合において、当該幅員は、小数点第２位まで表記するものとし、小数点第３位の端数の処理は、４捨５入とする。

（曲線半径）

第２９条　曲線半径は、半径６メートル以上から１５０メートル以下までの部分にあっては１メートルごとに、半径６メートル未満の部分にあっては任意の折点ごとに取得するものとする。

（縦断勾配）

第３０条　縦断勾配の測定の位置は、道路の中心線上とする。

２　縦断勾配における地盤高の測定は、基準点測量で設置した基準点を用いて簡易水準測量により行うものとする。ただし、現地の状況によりこれによりがたいときは、間接水準測量によるものとする。

３　縦断勾配の測定は、変化点ごとに測定するものとする。

４　縦断勾配は、１００分率を単位として定めるものとする。この場合において、縦断勾配の表記は、小数点第１位まで表記するものとし、小数点第２位の端数の処理は、４捨５入とする。

５　縦断勾配図の距離の縮尺は、道路台帳測定基図の縮尺と同じ縮尺とする。

（標準横断図）

第３１条　道路台帳測定基図の横断図の作成は、1 図郭ごとの代表的な横断構成を示す地点を標準横断図として作成するものとする。

２　標準横断図における地盤高の測定は、直接水準測量により行うものとする。ただし、現地の状況により適当でない場合は、間接水準測量により行うものとする。

３　標準横断図の測量の範囲は、道路区域から外側に5メートルから10メートルまでとする。

４　標準横断図の縮尺は、100 分の 1 とし、標準横断図の記載位置は、道路台帳測定基図の下部余白とする。ただし、縮尺及び記載位置が適当でない場合は、この限りでない。

５　標準横断図を作成した箇所は、道路台帳測定基図に一点鎖線で記載して表示するものとする。

（区間線）

第３２条　区間線は、次の箇所で取得する。

（１）路線の起点及び終点

（２）図郭の接合点

（３）県市区町村の境界

（４）土木事務所の管理境界

（５）道路の次の変化点

ア　道路の種別

イ　現道、旧道及び新道

（６）車道、歩道、中央帯及び路肩を合わせた幅員が 0.5 メートル以上変化する場合にあっては、その変化する幅員の最小及び最大の地点

（７）車道の左右のそれぞれについて、車線数、幅員、路面の種別及び舗装を施工した年度の変化点

（８）歩道の左右のそれぞれについて、次の箇所

ア　歩道のうち次の箇所

（ア）始点及び終点

（イ）種別及び幅員並びに路面の種別の変化点

イ　アに掲げるもののほか、安全施設及び植樹施設のうち次の箇所

（ア）始点及び終点

（イ）種別の変化点

（９）中央帯の次の箇所

ア　中央帯

（ア）始点及び終点

（イ）種別及び幅員の変化点

イ　アに掲げるもののほか、植樹施設の次の箇所

（ア）始点及び終点

（イ）種別及び幅員の変化点

（１０）路肩の左右のそれぞれについて、幅員の変化点

（１１）橋の起点及び終点
（１２）踏切の起点及び終点
（１３）トンネルの起点及び終点
（１４）シェッド及びこれに類するカルバートの起点及び終点
（１５）立体横断施設の起点及び終点
（１６）側溝の路肩側、歩道側及び中央帯側のそれぞれの種別及び幅員の変化点
（１７）防護柵の路肩側、歩道側及び中央帯側のそれぞれの種別の変化点
（１８）供用及び未供用の変化点
（１９）改良及び未改良の変化点
（２０）自動車通行不能区間の始点及び終点
（２１）通行制限区間の始点及び終点
（２２）有料道路区間の始点及び終点
（２３）曲線半径の BC、EC、KA 及び KE の地点
（２４）縦断勾配が変化する地点の始点及び終点
（２５）国道、県道、市町村道、鉄道及び軌道のうち、次の始点及び終点
　ア　平面交差の部分
　イ　立体交差の部分
（２６）重複区間の始点及び終点
（２７）渡船区間の始点及び終点
（２８）構造規格の変化点
（２９）バス路線の始点及び終点
（３０）沿道状況区分の変化点
（３１）取付道と本線の境界点
（３２）敷地区分の変化点
（３３）寒冷級地の変化点
（３４）関東ローム層の境界

２　区間線の距離が１００メートルを超える場合における区間線の取得は、前項の規定にかかわらず、当該区間線の中間点で取得するものとする。

（区間番号）

第３３条　区間番号の付番は、道路台帳測定基図（道路台帳測定基図が連続する場合は、それぞれの道路台帳測定基図ごと）の最初の区間を１番とし、起点から終点へ一連番号を付して行うものとする。この場合において、必要があるときは、枝番又は欠番を用いることができる。

２　重複区間における下位路線の区間番号の付番は、区間番号に括弧を付すものとする。

第３節　成果等

（出力図の作成）

第３４条　出力図は、道路台帳測定基図データファイルに基づき、自動製図機により出力し

たものとする。
２　出力図の仕様は、次のとおりとする。
（１） 材質
　ア　ポリエステルフィルム等（厚さ 75 ミクロンとし、伸縮が少ないものに限る。）
　イ　紙媒体
（２） 出力色
　ア　道路現況平面図の取得項目　黒色
　イ　道路台帳測定基図の取得項目　青色
（３）縮尺　500 分の１

（成果等）
第３５条　成果等は、次のとおりとする。
（１） 道路台帳測定基図データファイル　１式
（２） 道路台帳測定基図マイラー図　１部
（３） 道路台帳測定基図出力図　３部
（４）その他必要な資料　１式
２　道路台帳測定基図データファイルの形式は、SXF（SFC）形式とする。

第４章　公図等転写連続図作成

（公図等の転写）
第３６条　公図等の転写とは、不動産登記法（平成１６年法律第１２３号）第１４条第１項の地図、同条第４項の地図に準ずる図面及び不動産登記法施行令（平成１６年政令第３７９号）第１条第３号の地積測量図並びに公共団体が有するこれらの図面に代わる図面（以下「公図等」という。）を転写する作業をいう。

（土地の登記記録調査）
第３７条　土地の登記記録調査とは、不動産登記簿、公図等に基づき、道路区域及びこれに隣接する土地を調査する作業をいう。
２　前項の土地の登記記録調査は、土地登記記録調査一覧表（別記様式第８号）に土地の所在、地番、地目、地積、所有者、住所、登記年月日、登記原因、調査年月日その他必要事項を記入して行うものとする。

（公図等転写連続図の作成）
第３８条　公図等転写連続図の作成は、道路区域及びこれに隣接する土地の公図等の転写図を、連続的に配置することにより行うものとする。
２　公図等転写連続図の境界点は、座標値により作成するものとする。ただし、座標値がない場合は、第８章の規定により作成するものとする。
３　公図等転写連続図の作成範囲は、道路沿いの２筆とする。ただし、図面構成上、適当で

ない場合は、この限りでない。

（公図等転写連続図の取得項目）

第３９条　公図等転写連続図の取得項目は、次のとおりとする。

（１）他県、郡、市、町、村、大字、町、丁目の名称及びこれらの境界

（２）方位及び縮尺並びに作成年月並びに公図等の管轄法務局名及び保有者の名称並びに転写年月日及び路線名

（３）地番

（４）道路現況平面図の接合線及び地点標番号

（出力図の作成）

第４０条　出力図は、公図等転写連続図データファイルに基づき、自動製図機により出力したものとする。

２　出力図の仕様は、次のとおりとする。

（１）材質

ア　ポリエステルフィルム等（厚さ 75 ミクロンとし、伸縮が少ないものに限る。）

イ　紙媒体

（２）出力色

ア　国有地

（ア）道路　赤色

（イ）河川その他の水路　青色

（ウ）無地番　茶色

（エ）青地　緑色

イ　県有地　橙色

ウ　市町村有地その他公共団体の所有地　黄色

エ　道路敷地内民有地　桃色

（３）縮尺　公図等の縮尺と同じ縮尺

（成果等）

第４１条　成果等は、次のとおりとする。

（１）公図等転写連続図データファイル　１式

（２）公図等転写連続図マイラー図　１部

（３）公図等転写連続図出力図　１部

（４）土地登記記録調査一覧表　１部

（５）その他必要な資料　１式

２　公図等転写連続図データのファイル形式は、SXF（SFC）形式とする。

第５章　境界測量

第１節　境界確認

（要旨）

第４２条　境界確認とは、道路敷地及び道路区域を明らかにする作業をいう。

（作業方法）

第４３条　土木事務所長は、前章の規定に基づき作成された土地登記記録調査一覧表及び公図等転写連続図により、道路に隣接する土地の所有者と道路の境界確認を行うものとする。

（調査項目）

第４４条　境界確認は、現地において次の事項を、あらかじめ調査することにより行うものとする。

（１）道路及びその隣接地の地番、地目及び筆界

（２）境界杭

（３）境界確定の要素としての不動点

（４）現況道路幅員

（５）必要な道路幅員

（６）公図等及び地積測量図

（７）用地測量図その他境界協定書による境界確定箇所

（８）境界線（仮の境界線を含む。）又は区域線

（９）境界点の仮杭設置

２　前項第９号の仮杭を設置しようとする者は、土木事務所長の承認を受けなければならない。

（立会のための通知）

第４５条　土木事務所長は、道路の隣接の土地所有者に現地で立会いを求めた上で、境界確認を行うものとする。

２　土木事務所長は、前項の規定による境界確認の通知をしようとするときは、当該境界確認の７日前までに行うものとする。

（現地における境界確認）

第４６条　土木事務所長は、現地において道路の隣接の土地所有者と、第４４条の規定に基づき調査した資料により道路と道路以外との境界点及び境界線を確認することとする。この場合において、土地所有者の代理人が確認するときは、当該土地所有者の委任状を要するものとする。

（道路境界確認書作成）

第４７条　土木事務所長は、前条の規定により確認が得られたときは、道路境界確認書（別記様式第９号）を土地所有者の数ごとに２部作成し、それぞれ当該土地所有者から署名及び押印を得るものとする。

２　土木事務所長は、前項の規定により道路境界確認書に署名及び押印を得られたときは、土木事務所長印を押印の上、当該道路境界確認書を土地所有者ごとに１部、送付するものとする。

（境界標の設置）

第４８条　土木事務所長は、前条第２項の道路境界確認書により得られた境界点（以下「境界点」という。）に、境界標を設置し、境界標設置調書（別記様式第１０号）を作成するものとする。

２　境界標の設置は、第４５条第１項の土地所有者の同意を得た上で、20 メートルごとに行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定めるところによる。

（１）境界標の位置が沿道施設等の出入口、交差点内その他構造物の支障にある場所に設置される場合　20 メートルを目途にした境界標の位置の変更

（２）変化点がある場合　その箇所ごとの設置

（３）曲線部がある場合　道路の曲率半径及び道路構造物等を考慮した任意の地点の設置

３　境界標の構造は、境界標構造図（別記様式第１１号）のとおりとする。

４　境界標の設置方法は、境界標設置図（別記様式第１２号）のとおりとする。

５　境界標調書（別記様式第１３号）の作成は、次章の道路敷地図ごとに行うものとする。

（再立会）

第４９条　天候不良、隣接土地所有者の都合その他やむを得ない事情により第４６条の規定による境界確認ができなかったときは、再度、同条の規定による境界確認を行うものとする。

（不調）

第５０条　土木事務所長は、第４６条の規定による境界線を確認できなかったときは不調とし、不調調書（別記様式第１４号）を作成するものとする。

第２節　境界線測量

（要旨）

第５１条　境界線測量とは、現地において道路と道路以外の土地の境界点を測定し、その座標値を求める作業をいう。

（作業方法）

第５２条　境界線測量は、前編の規定により設置した基準点に基づき、TS を用いた放射法により行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、既設基準点から辺長 100 メートル以

内の、節点が１点の開放多角測量により補助基準点を設置し、これに基づき行うことができる。

２　前項の規定にかかわらず、現地の状況等により、他の測量方法を用いる場合は、道路管理者と協議の上、決定するものとする。

第３節　成果等

（成果等）

第５３条　成果等は、次のとおりとする。

（１）道路境界確認書　１式
（２）境界標設置調書　１式
（３）境界標調書　１式
（４）不調調書　１式
（５）観測手簿　１式
（６）測量計算簿　１式
（７）その他必要な資料　１式

第６章　道路敷地図作成

（要　旨）

第５４条　道路敷地図作成とは、道路現況平面図に道路と道路以外の土地の境界を表示した図面を作成する作業をいう。

（取得項目）

第５５条　道路敷地図の取得項目は、次のとおりとする。

（１）境界線（第４７条第２項の道路境界確認書により確定した境界線をいう。以下同じ。）及び区域線
（２）境界点と境界点との距離
（３）境界点の番号
（４）道路敷地の面積

２　前項第４号の道路敷地の面積は、図面ごとに算出するものとする。

（作成方法）

第５６条　道路敷地図の作成は、境界線測量の成果に基づき行う。

２　第４７条第２項の規定により確定した境界線は実線表示とし、確定しない境界線は破線表示とする。

３　前条第１項第２号の距離は、メートルを単位として定めるものとする。この場合において同号の距離は、小数点第２位まで表記するものとし、小数点第３位の端数は、切り捨てるものとする。

４　境界点（第２項の規定による確定しない場合の境界点を含む。）の番号の付番は、図面

ごとに起点側の道路左側より右回りで行う。この場合において、付番は１０番ごととし、図面の接合箇所については、番号の末尾にＡを付するものとする。

５　道路敷地の面積は、境界点の座標値に基づき座標法により求積するものとする。ただし、座標値のない部分は、図上求積とする。

６　前項の面積の単位は、平方メートルを単位として定めるものとする。この場合において同項の面積は、小数点第２位まで表記するものとし、小数点第３位の端数は、切り捨てるものとする。

（出力図の作成）

第５７条　出力図は、道路敷地図データファイルに基づき、自動製図機により出力したものとする。

２　出力図の仕様は、次のとおりとする。

（１）材質

ア　ポリエステルフィルム等（厚さ 75 ミクロンとし、伸縮が少ないものに限る。）

イ　紙媒体

（２）出力色

ア　境界線又は区域線　橙色

イ　境界点間の距離　橙色

ウ　境界点の番号　橙色

エ　図面ごとの面積　橙色

オ　現況平面図項目　黒色

（３）縮尺　500 分の１

（成果等）

第５８条　成果等は、次のとおりとする。

（１）道路敷地図データファイル　１式

（２）道路敷地図マイラー図　１部

（３）道路敷地図出力図　２部

（４）その他必要な資料　１式

２　道路敷地図データのファイル形式は、SXF（SFC）形式とする。

第７章　道路求積図作成

（要旨）

第５９条　道路求積図作成とは、道路敷地内における道路管理者の登記名義以外の土地（以下「未登記の土地」という。）の位置及び面積を道路現況平面図に表示する作業をいう。

（取得項目）

第６０条　道路求積図の取得項目は、次のとおりとする。

（１）未登記の土地の境界及び地番
（２）筆界点と筆界点の距離
（３）未登記の土地の面積

（作成方法）
第６１条　道路求積図の作成方法は、土地所有者一覧表及び公図等転写連続図に基づき、未登記の土地の位置及び形状を表示することにより行うものとする。
２　前条第２号の距離は、メートルを単位として定めるものとする。この場合において、同号の距離は、小数点第３位まで表記するものとし、小数点第４位以下の端数の処理は、切り捨てるものとする。
３　前条第３号の面積は、座標法により求めるものとする。ただし、座標値のない部分は、図上求積とし、その範囲を明示するものとする。
４　前条第３号の面積は､平方メートルを単位として定めるものとする｡この場合において、同号の面積は、小数点第２位まで表記するものとし、小数点第３位以下の端数は、切り捨てるものとする。
５　前２項の規定により得られた座標値及び面積は、求積表として道路求積図に表示するものとする。

（出力図の作成）
第６２条　出力図は、道路求積図データファイルに基づき、自動製図機により出力して行うものとする。
２　出力図の仕様は、次のとおりとする。
（１）材質
ア　ポリエステルフィルム等（厚さ 75 ミクロンとし、伸縮が少ないものに限る。）
イ　紙媒体
（２）出力色　黒色
（３）縮尺　500 分の 1

（成果等）
第６３条　成果等は次のとおりとする。
（１）道路求積図データファイル　１式
（２）道路求積図マイラー図　１部
（３）道路求積図出力図　１部
（４）その他必要な資料　１式
２　道路求積図データのファイル形式は、SXF（SFC）形式とする。

第８章　電子トレース（既成図数値化）

（要旨）

第６４条　電子トレースとは、附図の原図を電子化し、図郭単位で図面データを作成する作業をいう。

（範囲）

第６５条　電子トレースの範囲は、第１９条の現地測量の範囲外の図郭全域とし、その部分を附図に明示するものとする。

（作業方法）

第６６条　電子トレースは、附図の原図の図郭線、対角線の点検及び補正を行った上で、デジタイザ又はラスタデータを用いて行うものとする。

（成果等）

第６７条　成果等は、次の各号のとおりとする。

（１）附図データファイル　１式

（２）電子トレース精度管理表　（別記様式第１５号）　１式

（３）その他必要な資料　１式

２　道路台帳附図データのファイル形式は、SXF（SFC）形式とする。

第４編　距離標の設置

（要旨）

第６８条　距離標の設置とは、路線ごとに起点からの位置又は距離を道路の路面上に表示する作業をいう。

（距離標の種類）

第６９条　距離標は､路線の起点から終点に向かって 300 メートルごとに設置する地点標と、整数キロの箇所に設置するキロメートル標の２種類とする。

（地点標）

第７０条　地点標の設置は、路線の起点から終点に向かって、300 メートルごとに一連の番号を付した上で、道路（上下線が分離した区間は、下り車線）の左肩部（位置が適当でないときは、右肩部）に行うものとする。この場合において、地点標の位置は、第３２条第１項第２号の図郭の接合点の位置とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定めるところによることができる。

（１）地点標の位置が沿道施設等の出入口、交差点内その他構造物の支障になる場所に設置される場合　20 メートルを目途にした地点標の位置の変更

（２）新たに設置する地点標の位置が道路の新設又は改築により前項の規定により難い場合　300ｍを目途にした地点標位置の変更

３　重複区間における地点標の設置は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

（１）　重複区間の部分　上位路線の地点標

（２）　重複区間の始点及び終点の部分　当該始点に係る下位路線の直前の地点標から当該始点までの距離を加えた下位路線の地点標

４　地点標の構造は、地点標構造図（別記様式第１６号）のとおりとする。

５　地点標の設置方法は、地点標設置図（別記様式第１７号）のとおりとする。

６　前５項の規定により地点標を設置した者は、地点標設置調書（別記様式第１８号）を作成するものとする。

（キロメートル標等）

第７１条　キロメートル標及び補完標（キロメートル標間に 100 メートル単位の位置を表示する百メートル標をいう。以下同じ。）の設置は、必要に応じ、行うことができる。

２　キロメートル標の設置は、路線の起点から終点に向かって、整数キロの地点にキロメートル数を付して道路（上下分離した区間では、下り車線）の左肩部に行うものとする。

３　前項の規定は、補完標を設置する場合について準用する。

４　前２項の規定にかかわらず、キロメートル標及び補完標（以下「キロメートル標等」と

いう。)の位置が沿道施設等の出入口、交差点内その他構造物の障害になる場合においては、20 メートルを目途にしたキロメートル標等の位置の変更をすることができる。

5　前３項の規定によりキロメートル標等を設置した者は、キロメートル標等設置現況台帳（別記様式第１９号）を作成するものとする。

6　キロメートル標はキロメートル標構造図（別記様式第２０号）の、補完標は補完標構造図（別記様式第２１号）のとおりとする。

（成果）

第７２条　成果は、次のとおりとする。

（１）地点標設置調書　１式

（２）キロメートル標等設置現況台帳　１式

第５編　道路施設現況台帳作成

（要旨）

第７３条　道路施設現況台帳作成とは、道路の施設及び附属物の台帳を作成する作業をいう。

（道路施設現況台帳）

第７４条　道路施設現況台帳は、次の施設又は附属物について作成する。

（１）橋（橋延長が２ｍ以上のものを対象とし、土被りが１ｍ未満のカルバートを含む。）

（２）トンネル

（３）鉄道又は軌道との平面交差・立体交差施設

（４）横断歩道橋

（５）地下横断歩道

（６）シェッド又はこれに類するカルバート

（道路施設現況台帳の作成の時期）

第７５条　道路施設現況台帳は、前条の施設又は附属物の新設、改築若しくは修繕の施工完成時に作成するものとする。

２　道路台帳作業者は、現地において前条の施設又は附属物について、道路施設現況台帳の記載事項を確認するものとする。

（成果）

第７６条　成果は、次のとおりとする。

（１）橋梁台帳　１式

（２）トンネル台帳　１式

（３）鉄道等との平面・立体交差台帳　１式

（４）横断歩道橋台帳　１式

（５）地下横断歩道台帳　１式

（６）シェッド・カルバート台帳　１式

第６編　道路台帳調書作成

（要旨）

第７７条　道路台帳調書作成とは、道路台帳調書及び道路法７７条第１項の規定に基づく道路施設現況調査要項に定められた調書（以下「道路施設現況調書」という。）の作成を行う作業をいう。

（作成方法）

第７８条　道路台帳調書及び道路施設現況調書の作成作業は、栃木県が定める道路台帳調書作成要領に基づき行うものとする。

（成果）

第７９条　成果は、次のとおりとする。

（１）道路台帳調書　１式

（２）道路施設現況調書　１式

第７編　道路台帳更新

（要旨）

第８０条　道路台帳（道路施設現況台帳を含む。以下同じ。）の更新とは、道路台帳の記載事項に変更があったときに行う作業をいう。

（更新の方法）

第８１条　道路台帳の更新は、第２編から前編までの規定を準用する。

（更新の事由）

第８２条　道路台帳の更新は、道路の構造の変更を伴う道路工事を行った者その他道路台帳を更新する事由を発生させた者が行うものとする。

２　道路台帳の更新の費用は、道路管理者が行う道路工事については当該道路工事の事業費により、道路管理者以外の者が行う道路工事その他の工事についてはその者の負担によるものとする。

（更新及び引継ぎの時期）

第８３条　道路台帳の更新は、道路に関する工事の完成後、速やかに行うものとする。

２　道路台帳の引継ぎは、道路台帳を更新した日から３箇月以内の日又は道路台帳の更新事由が生じた年度の末日のいずれか早い日までに道路保全課長に引き継ぐものとする。ただし、当該道路の供用開始の日又は市町村へ当該道路を移管する日が翌年度の４月１日となる場合は、その前年度末までとする。

（更新の準備）

第８４条　道路台帳を更新しようとする者は、既存の測量成果その他更新に必要な資料を収集及び整理するものとする。

２　前項の資料は、次のとおりとする。

（１）　既存の測量成果

①　ア　附図

②　イ　道路台帳調書

③　ウ　道路施設現況台帳

（２）　その他の資料

ア　道路法第９条の路線の認定、同法第１０条１項の路線の廃止及び同条第２項の路線の変更並びに同法第１８条第１項の道路の区域の決定及び変更並びに同法第２項の供用の開始及び廃止に係る文書その他の県が行う道路法上の意思決定に係る文書

イ　道路法第２０条の規定による兼用工作物に係る管理協定書、同法第２４条の承認及び同法第３２条の許可に係る申請書その他道路工事に係る事業計画書並びにこれらに類する書類

ウ　用地測量成果その他前号並びにア及びイに掲げるものを除く参考図書

別表(成果品保管先一覧)

項　　目	名　　称	道路保全課		土木事務所	
		電子媒体	紙媒体	電子媒体	紙媒体
基準点測量	観測手簿	―		―	○
	観測記簿	―		―	○
	計算簿			○	○
	平均図			○	○
	建標承諾書	―		―	○
	基準点成果表			○	○
	点の記			○	○
	基準点網図			○	○
	測量標の地上写真			○	○
	成果数値データ			○	○
	点検測量簿			○	○
	基準点精度管理表			○	○
	その他必要な資料			○	○
道路現況平面図	道路現況平面図データファイル		―	○	―
	道路現況平面図マイラー図	―		―	○
	道路現況平面図出力図	―		―	○
	現地測量精度管理表			○	○
	その他必要な資料			○	○
道路台帳測定基図	道路台帳測定基図データファイル		―	○	―
	道路台帳測定基図マイラー図	―		―	○
	道路台帳測定基図出力図	―	○	―	○
	その他必要な資料			○	○
公図等転写連続図	公図等転写連続図データファイル		―	○	―
	公図等転写連続図マイラー図	―		―	○
	公図等転写連続図出力図	―		―	○
	土地登記記録調査一覧表			○	○
	その他必要な資料			○	○
境界確認	道路境界確認書			○	○
	境界標設置調書			○	○
	境界標調書			○	○
	不調調書			○	○
	観測手簿			○	○
	測量計算簿			○	○
	その他必要な資料			○	○
道路敷地図	道路敷地図データファイル		―	○	―
	道路敷地図マイラー図	―		―	○
	道路敷地図出力図	―	○	―	○
	その他必要な資料			○	○
道路求積図	道路求積図データファイル		―	○	―
	道路求積図マイラー図	―		―	○
	道路求積図出力図	―		―	○
	その他必要な資料			○	○
電子トレース	附図データファイル		―	○	―
	電子トレース精度管理表			○	○
	その他必要な資料			○	○
距離標	地点標設置調書			○	○
	キロメートル標等設置現況台帳			○	○
道路台帳調書	道路台帳調書	○	○	○	○

注１　更新に係る道路台帳測定基図は、更新前の道路台帳基図を含む。
　２　紙媒体は、マイラー図を含む。
　３　その他必要な資料は、電子媒体又は紙媒体のいずれかしかない場合には、いずれか一方で差し支えない。

様式一覧表

項　　目	様式名	様式番号	関係条項
道路台帳	道路台帳(更新)報告書	別記様式第1号	第6条
基準点測量	建標承諾書	別記様式第2号	第11条、第12条
	永久基準点構造図	別記様式第3号	第11条
	基準点成果表	別記様式第4号	第12条
	点の記	別記様式第5号	第12条
	基準点精度管理表	別記様式第6号	第12条
道路現況平面図	現地測量精度管理表	別記様式第7号	第25条
公図等転写連続図	土地登記記録調査一覧表	別記様式第8号	第37条
境界確認	道路境界確認書	別記様式第9号	第47条、第53条
	境界標設置調書	別記様式第10号	第48条、第53条
	境界標構造図	別記様式第11号	第48条
	境界標設置図	別記様式第12号	第48条
	境界標調書	別記様式第13号	第48条、第53条
	不調調書	別記様式第14号	第50条、第53条
電子トレース	電子トレース精度管理表	別記様式第15号	第67条
距離標	地点標構造図	別記様式第16号	第70条
	地点標設置図	別記様式第17号	第70条
	地点標設置調書	別記様式第18号	第70条、第72条
	キロメートル標等設置現況台帳	別記様式第19号	第71条、第72条
	キロメートル標構造図	別記様式第20号	第71条
	補完標構造図	別記様式第21号	第71条

別記様式第1号(第6条関係)

年　月　日

道路台帳（更新）報告書

			工事番号		
事務所名	土木事務所		管理課担当者		
			事業課担当者		
路線番号		道路種別		路線名	
現道　新道　旧道　旧道移管　（いずれかに○）					
委託名（工事名）					
箇　所　名				工期	
（更新）前延長		（更新）後延長		増減	
図面番号		ダンプリスト番号			
前	～ ～	消去	～ ～		
後	～ ～	追加	～ ～		
公報告示	あり　・　必要なし　（道路敷地内整備、用地買収を伴わない等）				
区域変更 公報告示日	年　月　日 年　月　日		告示番号	第　号 第　号	
供用開始 公報告示日	年　月　日 年　月　日		告示番号	第　号 第　号	
橋長2m以上の橋梁及びBOX.C	橋梁　箇所		BOX.C　箇所		
その他施設台帳	トンネル　立体横断　シェッド　鉄道交差　その他（　）				
道路台帳（更新）調書	道路台帳附図（測定基図　S＝1／500）				枚
	道路台帳附図（敷地図　S＝1／500）				枚
	道路台帳（更新）調書　紙媒体				枚
	道路台帳（更新）調書　電子媒体				枚
地方交付税検査用資料	区域変更公報の写し				部
	供用開始公報の写し				部
	新道路台帳附図（測定基図　S＝1／500）				枚
	旧道路台帳附図（測定基図　S＝1／500）				枚
本件道路台帳附図の道路区域変更・供用開始について、誤りがないことを確認しました。					
年　月　日　課名：　職氏名：					
道路台帳（更新）事由	1		2		

別記様式第２号（第 11 条、第 12 条関係）

建　標　承　諾　書

年　　月　　日

殿

所有者　住所

管理者　氏名　　印

	等　級	名　　称	標 識 番 号
基　準　点	級		

	都道府県	市　郡	町　村	大　字	字	番　地	俗　称	地　目
所在地								

上記　　地内に　　級　　点の標識を設置することを承諾する。

用紙の大きさはＡ４判とする。

注１　建標承諾書による標識は、○　　○で設置したもので各種測量の基準となる重要な標識であるため、動かしたり、破損したり、しないよう留意のこと。

２　この書面の記載内容は、測量標の利用者が所在地及び所有者を確認するために必要となる測量記録の点の記（別記様式５号）に記載されるので留意のこと。

３　不要の文字は、抹消すること。

別記様式第3号(第11条関係)

永久基準点構造図

地上埋設金属標（0602001）

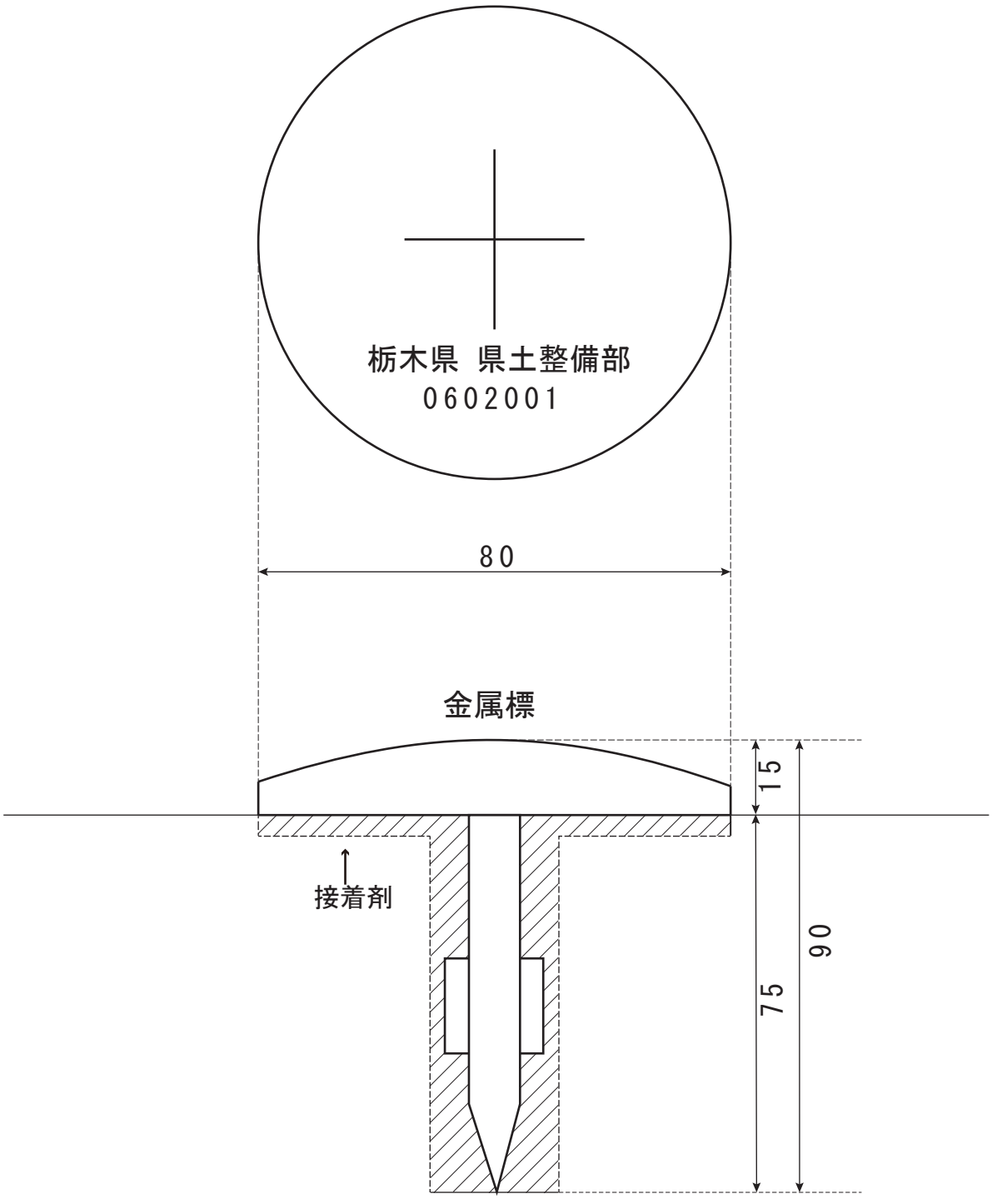

単位　mm

別記様式第4号(その1)(第 12 条関係)

基 準 点 成 果 表　そ の 1

世界測地系測地成果2011
調製　　年　　月　　日

基 準 点 成 果 表

(AREA　　)

B　　X
L　　Y

N　　H

柱石長
縮尺係数

視準点の名称	平均方向角	距　　離	備　　考

埋標形式	地　上	地　下	屋　上	標　識 番　号	標　石 金属標	

用紙の大きさはＡ４判とする。

注　直接水準測量で標高決定されている場合、標高右隣に「　(直接水準による)　」と記載する。

（その2）

基準点成果表　その２　世界測地系測地成果2011

等級：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　調製　　年　　月　　日

点の番号	X	Y	辺長 S	方向角 T	標高 H	ジオイド高
	m	m	m	°　′　″	m	m
	m .	m .	m .	ー　ー	m .	m .
	.	.	.	ー　ー	.	.
	.	.	.	ー　ー	.	.
	.	.	.	ー　ー	.	.
	.	.	.	ー　ー	.	.
	.	.	.	ー　ー	.	.
	.	.	.	ー　ー	.	.
	.	.	.	ー　ー	.	.
	.	.	.	ー　ー	.	.
	.	.	.	ー　ー	.	.
	.	.	.	ー　ー	.	.
	.	.	.	ー　ー	.	.
	.	.	.	ー　ー	.	.
	.	.	.	ー　ー	.	.
	.	.	.	ー　ー	.	.
	.	.	.	ー　ー	.	.
	.	.	.	ー　ー	.	.
	.	.	.	ー　ー	.	.
	.	.	.	ー　ー	.	.
	.	.	.	ー　ー	.	.
	.	.	.	ー　ー	.	.
	.	.	.	ー　ー	.	.
	.	.			.	.

用紙の大きさはＡ４判とする。

座標系：　　　　　縮尺係数：　　　　　　網平均計算の種類：

注　号線（1）より順に記載し、号線が変わるごとに1行あけて次の号線を記載する。

別記様式第5号(第12条関係)

点 の 記

ふりがな 点名		1/20万図名	1/2.5万図名	
選点番号	第　　号	埋標形式	(保護石　個)	
標識番号	第　　号		柱石長	
所在地				
			地目	
所有者				
選点			選点者	
設置			設置者	
観測			観測者	
自動車到達地点				
歩道状況				
徒歩時間(距離)				
点周囲の状況				
履歴 (1)				
履歴 (2)				
備考			アンテナ高 m	

要図　　縮尺:1/

N

用紙の大きさは、A4判とする。

別記様式6号(その1)(第12条関係)

基準点測量精度管理表　その1

作業名		地区名		道路管理者名		作業機関名		点検者	㊞
目的		期間		作業量		主任技術者	㊞		

路線番号	測点番号	路線長	内角数	辺数	点検計算				偏心	再測数	厳密網平均計算				摘要
					水平位置		標高				単位重量の標準偏差	許容範囲	高低角の標準偏差	許容範囲	
					閉合差	許容範囲	閉合差	許容範囲							
										再測率					

点検測量									
測点番号	距離			水平角			鉛直角		
	点検値	採用値	較差	点検値	採用値	較差	点検値	採用値	較差

主要機器名称及び番号		
永久標識の種別等		
種別	数量	埋設形式
特記事項		

用紙の大きさは、A4判とする。

（その2）

基準点測量精度管理表　その2

作業名		地区名		道路管理者名		作業機関名		点検者	㊞
目的		期間		作業量		主任技術者	㊞		

基線解析編			仮定三次元網平均						三次元網平均計算	
測点名		辺長（斜距離）	ΔX又は方位角		ΔY又は斜距離		ΔZ又は楕円体比高		斜距離の残差	
自：	至：		残差	許容範囲	残差	許容範囲	残差	許容範囲	残差	許容範囲

新点位置の標準偏差				
新点名	水平位置		標高	
	標準偏差	許容範囲	標準偏差	許容範囲

点検測量					
測点名		セッション番号		較差（dN, dE, dU）	許容範囲
自：	至：	点検値（ΔX, ΔY, ΔZ）	採用値（ΔX, ΔY, ΔZ）		

主要機器名称及び番号

永久標識の種別等		
種別	数量	埋設形式

特記事項

用紙の大きさは、A4判とする。

別記様式第7号(第25条関係)

現地測量(地形図原図等・地形図修正原図)精度管理表

地区名	縮尺		作業機関		主任技術者		点検者	
					印		印	
図面又は図面番号								
指摘 / 項目	誤記	脱落	誤記	脱落	誤記	脱落	誤記	脱落	誤記	脱落	誤記	脱落	誤記	脱落
境界等														
道路														
道路施設														
鉄道														
鉄道施設														
建物														
建物付属構造物														
建物記号														
公共施設														
その他の小物体														
水部														
水部に関する構造物														
法面														
構囲														
諸地														
場地														
植生														
等高線														
変形地														
基準点														
注記														
接合														
整飾														
図郭方眼寸法														

注1　点検紙の指摘件数を該当項目を記載する。「図郭、方眼寸法」は規定寸法より0.4㎜以上の差が出たものを記載すること。

2　該当項目に集計する場合は、大縮尺地形図図式の図式区分に従って集計すること。

3　図面に該当項目のないものは、斜線で該当欄を消すこと。

別記様式8号(第37条関係)

土地登記記録調査一覧表

所　在　　市町村

大字	字	地　番	地目	地　積	所有者	住　　所	登記年月日	原　因	備　　考

調査日　　年　月　日

別記様式9号(第 47 条、第 53 条関係)

道路境界確認書

年　　月　　日境界立会いをした結果、下記土地と道路敷との境界について、別添図面のとおり確認したので、確認書を各々１通保有する。

記

１　確認した土地の所在

所　　在	地　　番	所有者氏名

２　路線名　　道　　線

３　確認が成立した境界の点を明示した図面

別添のとおり

年　　月　　日

住　所

氏　名　　㊞

続　柄

栃木県　　土木事務所長　㊞

別記様式10号（第48条、第53条関係）

境　界　標　設　置　調　書

路線名　　　　　　道　　　　　　　　　線

図面対照番号	左側						右側					
	杭番号	既設	立替	新設		備　考	杭番号	既設	立替	新設		備　考

注　既設、立替又は新設の欄には、別記様式第１２号のA型、B型、C型の区分を記載するものとする。

別記様式第11号(第48条関係)

境界標構造図

境界標

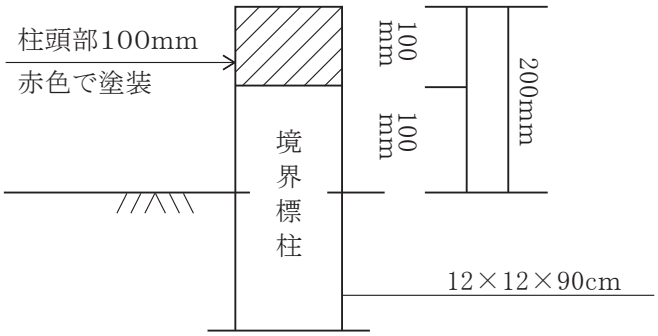

道路側…栃木県
民地側…境界標

道界鋲

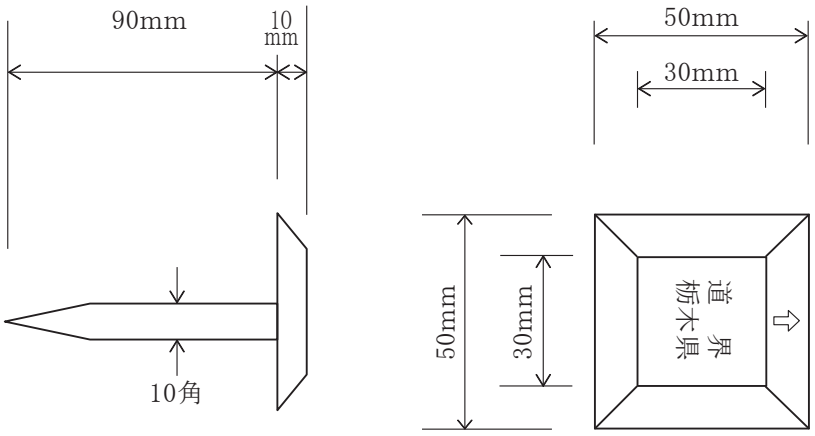

別記様式第12号(その1)(第48条関係)

境界標設置図

境界標

A型

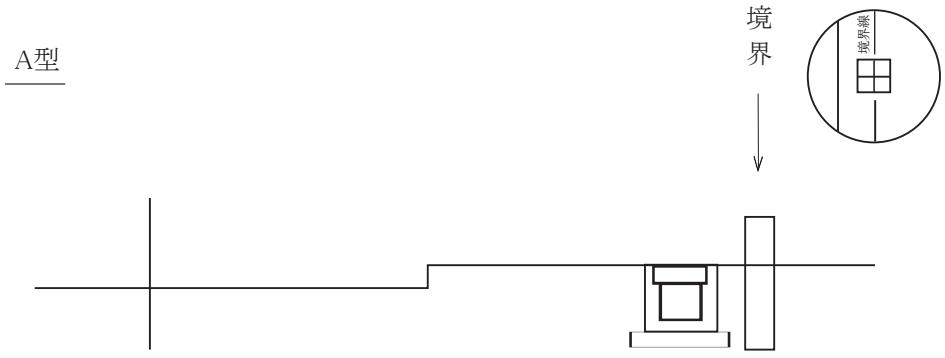

B型

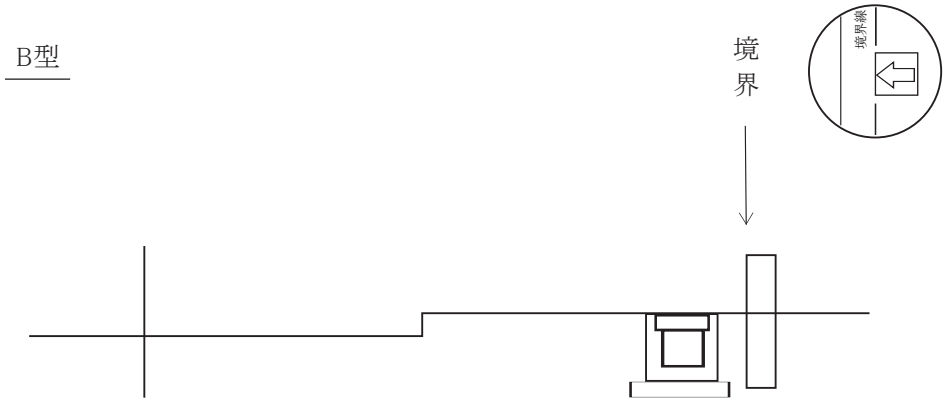

A型が設置できない場合は、B型を設置することとする。ただし、地権者の了解を得た場合に限る。

（その2）

境界標設置図

道界鋲

C型

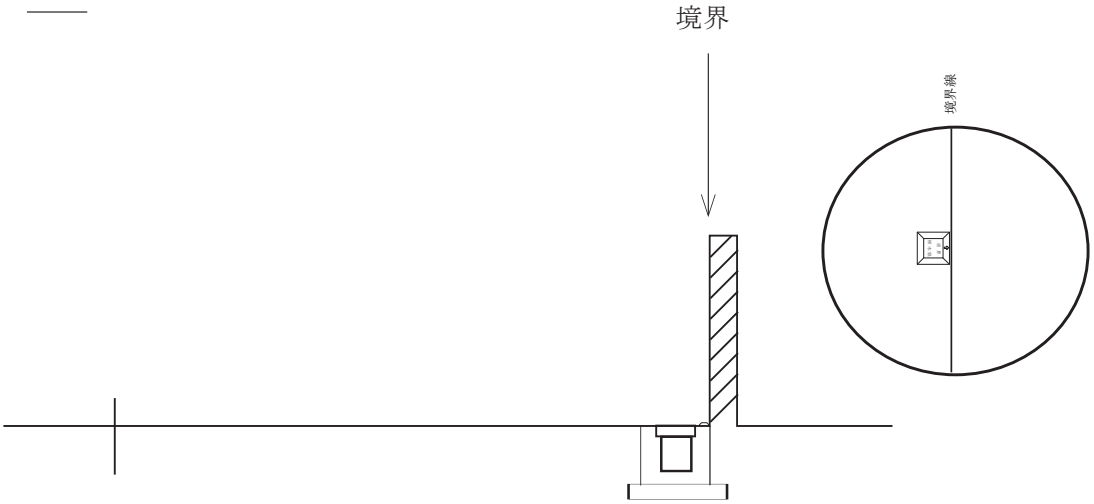

別記様式13号（第48条、第53条関係）

境　界　標　調　書

路線名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

道路敷地図番号＿＿＿＿＿＿＿＿

面　　積　　　　　　　　㎡

左側				
境界標番号	座標値 X (m)	座標値 Y (m)	辺長 (m)	方向角 °　′　″
	.	.	.	－　－
	.	.	.	－　－
	.	.	.	－　－
	.	.	.	－　－
	.	.	.	－　－
	.	.	.	－　－
	.	.	.	－　－
	.	.	.	－　－
	.	.	.	－　－
	.	.	.	－　－
	.	.	.	－　－
	.	.	.	－　－
	.	.	.	－　－
	.	.	.	－　－
	.	.	.	－　－
	.	.	.	－　－
	.	.	.	－　－
	.	.	.	－　－
	.	.	.	－　－
	.	.	.	－　－
	.	.	.	－　－
	.	.		

右側				
境界標番号	座標値 X (m)	座標値 Y (m)	辺長 (m)	方向角 °　′　″
	.	.	.	－　－
	.	.	.	－　－
	.	.	.	－　－
	.	.	.	－　－
	.	.	.	－　－
	.	.	.	－　－
	.	.	.	－　－
	.	.	.	－　－
	.	.	.	－　－
	.	.	.	－　－
	.	.	.	－　－
	.	.	.	－　－
	.	.	.	－　－
	.	.	.	－　－
	.	.	.	－　－
	.	.	.	－　－
	.	.	.	－　－
	.	.	.	－　－
	.	.	.	－　－
	.	.	.	－　－
	.	.	.	－　－
	.	.		

別記様式14号(第50条、第53条関係)

不調調書

路線名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

図面対照番号	市町村名	大字	字	地番	地目地積	所有者		理由及び経過	検討資料の種別
						氏名	住所		

注　理由等は詳細に記述し、調書が不足の場合は次の調書に続けて記載すること。なお、検討資料は別途整理するものとする。

別記様式第15号(第67条関係)

電子トレース精度管理表

地区名	縮尺		作業機関		主任技術者		点検者	
					印		印	
図面又は図面番号								

項目＼指摘	誤記	脱落	誤記	脱落	誤記	脱落	誤記	脱落	誤記	脱落	誤記	脱落	誤記	脱落
境界等														
道路														
道路施設														
鉄道・同施設														
建物・附属構造物 建物記号														
公共施設														
その他の小物体														
水部 水部に関する構造物														
法面・構囲														
諸地・場地														
植生														
基準点														
注記														
道路幅員														
曲線半径・縦断勾配														
側溝の種別・幅員														
標準横断図														
区間線・区間番号														
起点・終点														
公図等転写連続図の取得項目														
道路敷地図の取得項目														
求積図の取得項目														
接合														
整飾														
図郭方眼寸法														

注1　点検紙の指摘件数を該当項目を記載する。「図郭、方眼寸法」は規定寸法より0.4㎜以上の差が出たものを記載すること。

2　該当項目に集計する場合は、大縮尺地形図図式の図式区分に従って集計すること。

3　図面に該当項目のないものは、斜線で該当欄を消すこと。

別記様式第16号(その1)(第70条関係)

地点標構造図

A型（コンクリート標）

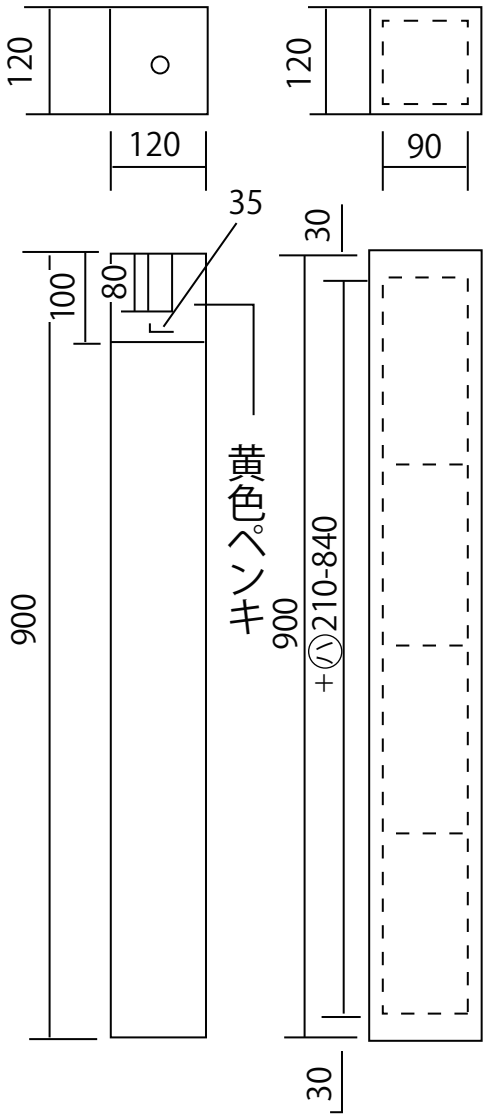

単位　㎜

(その2)

地点標構造図

B型（地上埋設金属標）

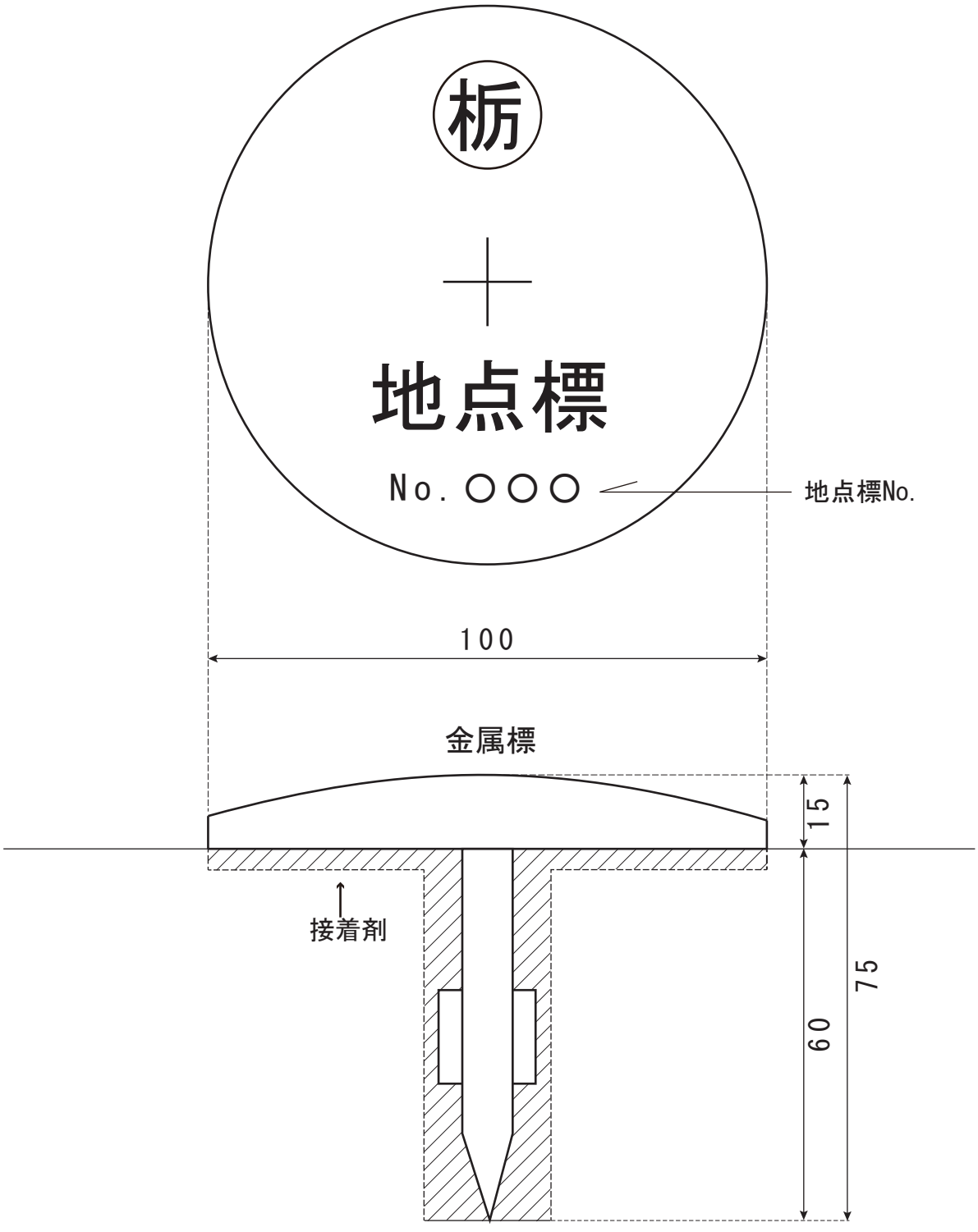

単位　mm

別記様式第17号(第70条関係)

地点標設置図

設 置 箇 所

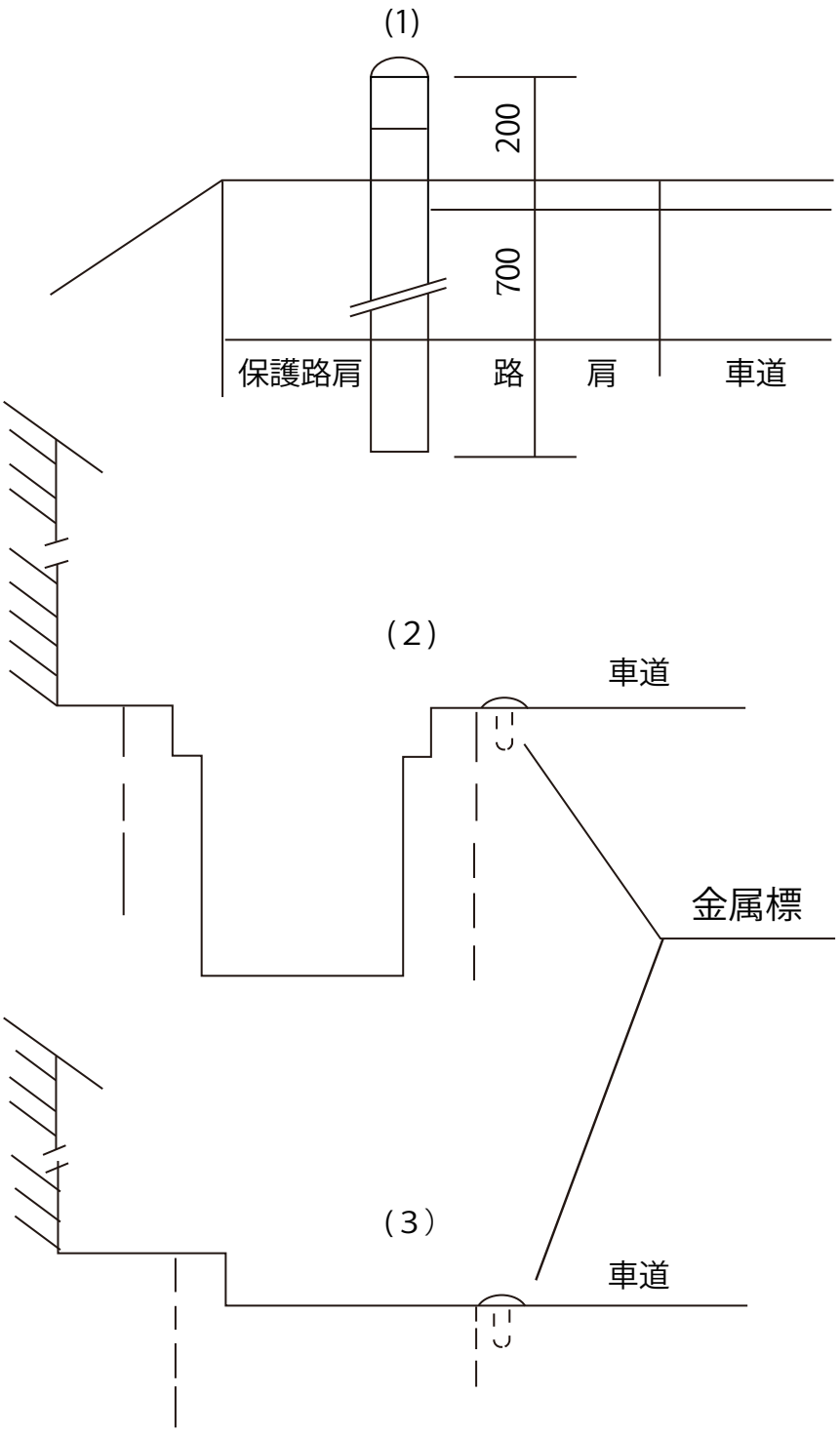

別記様式第18号（第70条、第72条関係）

地 点 標 設 置 調 書

路線名　　道　　線

図面対照番号	標 示 方 法	設 置 位 置	形 式	左 右	摘　要

注1　路肩の左肩部（位置が適当でないときは右肩部）に設置すること。

2　形式の欄は、別記様式第16号によるA型、B型の区分を記載すること。

別記様式第19号（第71条、第72条関係）

キロメートル標等設置現況台帳

路線名		箇所		距離標	No.	距離標間距離	. m	備考	

（附図）　縮尺 1/500

（道路現況平面図に設置個所を明示）

（位置図）　縮尺1 /50,000

（写真）

別記様式第20号（71条関係）

キロメートル標構造図

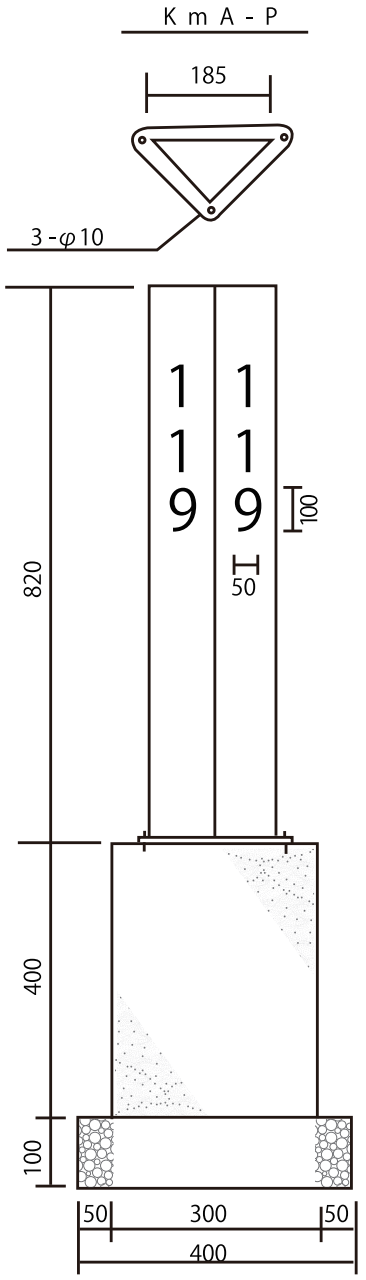

単位　㎜

別記様式第21号（71条関係）

補完標構造図

（百メートル標）

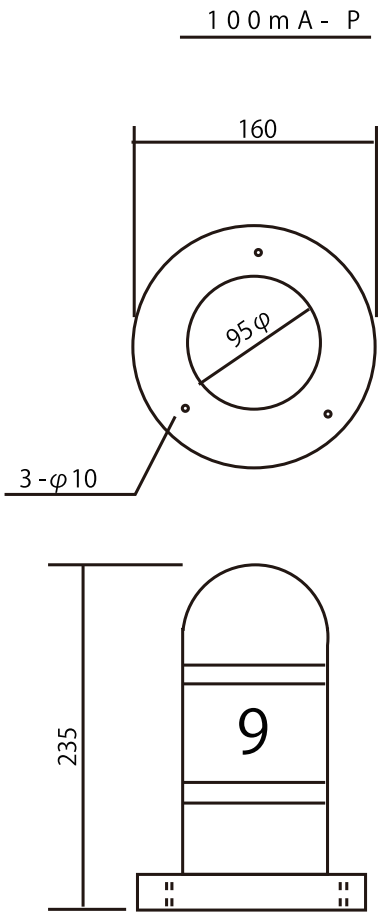

単位　㎜

附則

１．この要綱は、平成１１年１０月から施行する。

２．下記の整備基準・要綱・要領は、廃止する。

（１）道路台帳整備基準（昭和４０年１月）

（２）道路台帳整備要綱（昭和４８年３月）

地点標設置要領　（　　〃　　）

道路現況調査要綱（　　〃　　）

（３）道路台帳管理事務要綱（昭和５５年４月）

道路台帳管理作成要領（　　〃　　）

（４）道路台帳整備要綱（昭和６２年３月）

附則

１．この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

２．下記の要綱は廃止する。

道路台帳整備要綱（平成１１年１０月）

道 路 台 帳 整 備 要 綱（改訂版）
平成３０年４月
編集　栃木県　県土整備部　道路保全課
住所　栃木県宇都宮市塙田１－１－２０
電話　０２８（６２３）２４２９